

別表六(十)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名		
試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費の額	2		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14
控除対象試験研究費の額の計算	4		当期 令和5年3月31日以前に開始する事業年度の 場合	15
比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5		(7) > 9.4% の場合	0.35
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て)	16
増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7		基準年度売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十二)「11」)	17
試験研究費割合の計算 平均売 (別表六(十一)「1」) 試験研究 $\frac{(1)}{(8)}$		円	計	円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> <p><b>「21」欄</b></p> <p>中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00658」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> </div>				
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10		((15) と (16) のうち少ない金額) 又は (別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)	
除割合の計算 (9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	20
税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12		法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21

別表六(十) 令四・四・一以後終了事業年度分